

栃木県後期高齢者医療広域連合職員の任用に関する規則

令和8年2月27日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第15条の2第1項第1号に規定する採用をいう。
- (2) 昇任 法第15条の2第1項第2号に規定する昇任をいう。
- (3) 降任 法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。
- (4) 転任 法第15条の2第1項第4号に規定する転任をいう。
- (5) 標準職務遂行能力 法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。

(競争試験による職員の採用)

第3条 職員の採用は、第10条に規定する場合を除き、競争試験によるものとする。

(採用試験の目的及び種類)

第4条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。

- 2 採用試験は、職務の種類に応じて区分し、かつ、必要と認める場合は、職務の複雑と責任の度に応じて区分して行うものとする。

(採用試験の種目)

第5条 採用試験は、次の各号に掲げる方法（以下「試験種目」という。）のうち広域連合長が必要と認めるものにより行うものとする。

- (1) 筆記試験

- (2) 口述試験
- (3) 適性検査
- (4) 身体検査
- (5) その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法

(採用試験の受験資格)

第6条 採用試験の受験資格は、第4条の区分に応じ、その職務遂行上必要な経歴、学歴、年齢、免許等について、試験を実施する都度広域連合長が定める。

(採用試験の公告)

第7条 採用試験の公告は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 採用試験の公告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 試験の区分及び種類
- (2) 受験資格
- (3) 採用予定人員
- (4) 試験種目
- (5) 試験の日時及び場所
- (6) 受験申込の受付期間、方法その他必要な手続
- (7) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(委託試験)

第8条 広域連合長は、必要があると認める場合は、採用試験の実施について、その全部又は一部を、栃木県人事委員会に委託して行うことができる。

(選考の目的)

第9条 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。

(選考による採用又は昇任)

第10条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。

- (1) 法令上の資格又は特定の知識若しくは技能等を必要とする職で競争試験によること

が適当でないとは広域連合長が認めるもの

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職
- (3) 栃木県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例（令和7年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職
- (4) 他の地方公共団体又は国の職員をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職と同種かつ同等以下と広域連合長が認めるもの
- (5) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の競争試験若しくは選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同種かつ同等以下と広域連合長が認めるもの
- (6) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同種かつ同等以下と広域連合長が認めるもの
- (7) 前各号に規定するもののほか、競争試験によることが適当でないとは広域連合長が認める職

2 職員の昇任は、すべて選考によるものとする。

（選考の方法）

第11条 選考は、選考される者について、当該職の職務遂行能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定することにより行うものとする。

2 前条第7号に規定する職への採用又は昇任の場合、その他必要があると認める場合は、広域連合長は、筆記試験、口述試験、実地試験、経歴調査、人事評価、その他の方法のいずれかにより、又はこれらの方法の全部若しくは一部を合わせ用いることにより選考を行うことができる。

（選考の基準）

第12条 前条第1項に規定する選考の基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 広域連合長が定める年数に達している者であり、かつ、昇任の場合にあつては、つこうとする職と同種の職に任用されていること。
- (2) 補充しようとする職が法令に定める学歴、免許その他の資格を必要とするものにあ

っては、前号に定めるもののほか当該学歴、免許その他の資格を有すること。

(3) 昇任の場合にあつては、前各号に定めるもののほか、勤務成績が良好であること。

2 前項に定める基準によっては、欠員の職を補充することが困難なとき、又は他の職員との均衡上特に必要があると認めるとき、その他人事行政の運営上支障をきたすおそれがあると認めるときは、広域連合長は、別に選考の基準を定めることができる。

(選考の実施)

第13条 選考は、職員の職に欠員を生じた場合において、採用し、又は昇任させようとする者について、その都度行うものとする。

(採用候補者名簿の作成)

第14条 採用試験による職員の任用については、第4条に定める試験の区分ごとに、採用候補者名簿を作成するものとする。

2 採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。

3 採用候補者名簿による職員の採用は、当該名簿に記載された者のうちから行うものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第15条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第16条 広域連合長は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、法第22条の3第4項の規定により臨時的任用を行うことができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(会計年度任用職員の任用)

第17条 会計年度任用職員（法第22条の2の規定に基づき採用される職員をいう。）の任用等については、第3条から第15条までの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める。

（委任）

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。

（栃木県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の任用等に関する規則の廃止）

2 栃木県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の任用等に関する規則（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第20号）は、廃止する。